

令和7年1月28日
教 育 環 境 課

議会の委任による専決処分の報告
(ガス料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

区立学校における会計事故の発生について、相手方からの損害遅延金の請求により、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

(1) 相 手 方 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」という。）

(2) 事故内容

区立学校にて令和6年9月分のガス料金3件、合計金額21,411円について、事務職員（都費行政職員）が請求書を受領したまま教育環境課へ回送しなかったため、督促を受けて未払いとなっていることが発覚した。

督促を受けた後、9月分料金については令和6年11月27日に教育環境課で支出命令を行い、11月29日に支払いが完了したが、令和6年12月分ガス料金の請求がなされた際に、9月分ガス料金の延滞利息185円が合算されて請求された。

3 事故発生の経緯

一部改築工事中であった新校舎が竣工し、令和6年9月13日に工事業者から区に引き渡され、その際にガスメーター3基が新設された。既存の1基を含め本校舎では計4基が稼働している。

新設されたメーターの9月分ガス料金3件の払込書が、9月26日付で学校あてに送付されたが、事務担当者が手続きの必要がないものと誤認し、教育環境課への確認及び書類回送をしなかった。11月に督促書類が学校あてに送付されたため未払いであることが発覚し、教育環境課で11月27日に当該3件の支払いが完了した。

令和7年1月7日に、12月分ガス料金の払込書3通を学校経由で教育環境課にて受領したところ、9月分ガス料金の延滞利息合計185円が合算されて請求されていたことから、この延滞利息を支払う必要がある。

4 事後の対応

(1) 支出処理の対応

①東京ガス基本約款17に基づき、払込期限の翌日から払込完了までの日数に

ついて、1日あたり0.0274パーセントを乗じた額の延滞利息を支払う。

②9月分ガス料金の延滞利息の合計額は185円であり、令和7年1月23日が払込期限とされており、この金額を支払う。

(2) 職員の対応

当該校管理職員から事務職員に対して事実確認を行うとともに、教育環境課から当該校管理職員に聞き取りを行った。

5 事故発生の原因

学校では、ガス料金については、既存の箇所について既に区で口座振替により支払いがされているので、新規分についても手続きの必要がないと思い込んでいた。このため、9月分の請求書についてはガス使用量の通知と誤認し、教育環境課への問い合わせ、書類回送をしていなかった。

教育環境課では、当該校の10月分・11月分のガス料金払込書は通常通り当該校から回送されてきており、期限内に支払いは完了している。

9月分払込書が回送されていなかった件については、ガス使用料金の請求が実際の使用月から遅れて送付されるため、「10月分払込書」との表示を内訳は9月使用分であると誤認して、実際には9月分が未納となっていることに気づかなかった。

6 今後の再発防止

施設営繕担当部から学校への引き渡し説明の際に、ガスメーターを新設した際は、新設メーター分の料金は、既存の口座振替分には合算されず払込書払いとして学校あてに請求がなされることを周知するとともに、教育環境課に対してもガスメーターを新設した際は情報提供を依頼し、当該校から払込書の回送がない場合は確認することを徹底する。

7 相手方への損害賠償額（延滞利息） 185円

8 専決処分日 令和7年1月27日